

下松市における  
新型コロナウイルス感染症対策の振り返り

令和 7 年 1 月 2 日作成

下松市

## 目 次

1	新型コロナウイルス感染症に関する経過概要	1
2	下松市の感染状況	3
3	下松市の取組	
(1)	下松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 及び本部長（市長）メッセージ	5
(2)	検査体制	10
(3)	ワクチン接種	11
(4)	小中学校及び保育園等に関する対応	16
(5)	経済的支援（給付金等）	22
(6)	その他（イベント、施設）	28
4	新型コロナウイルス感染症対策に要した主な経費	
(1)	経費一覧	32
(2)	寄附金	33
5	終わりに	33

（注）本資料は令和6年3月までの記録を取りまとめたものである。

## 1 新型コロナウイルス感染症に関する経過概要

新型コロナウイルス感染症に関する経過概要は以下のとおりである。

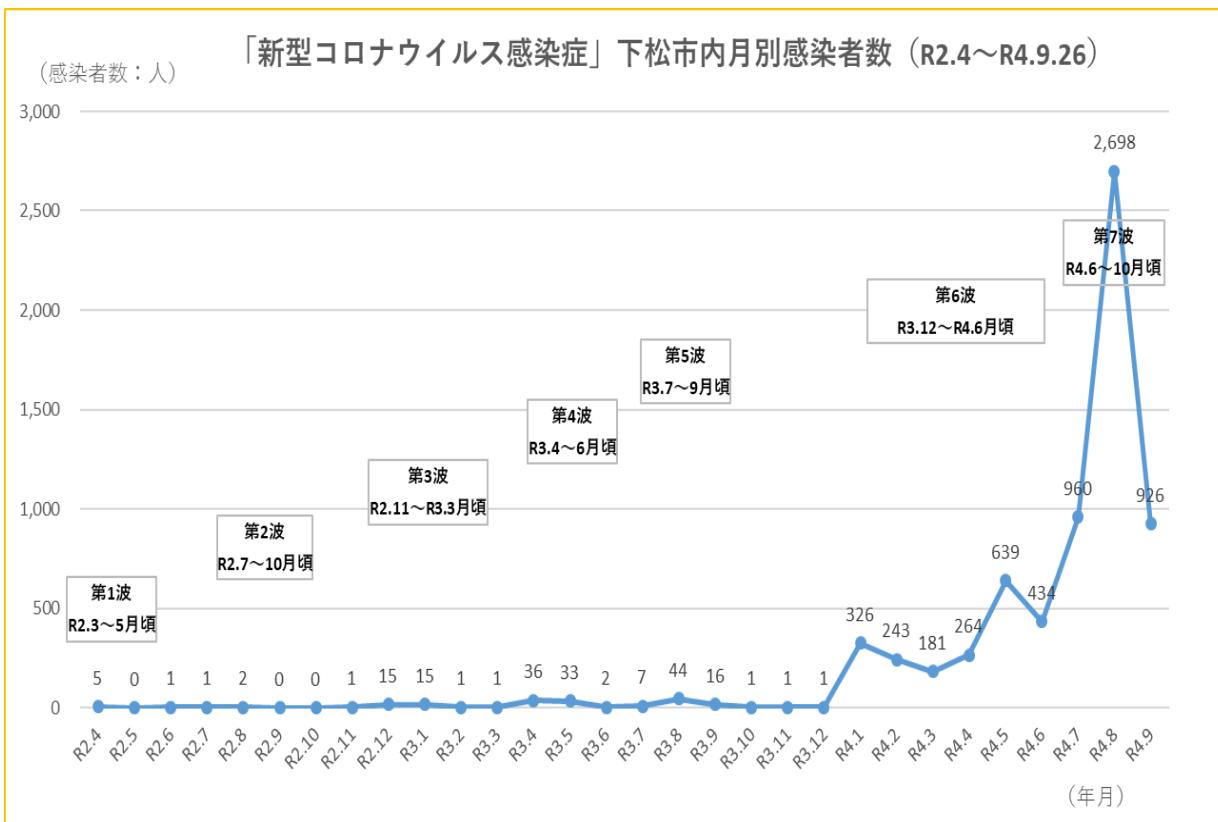
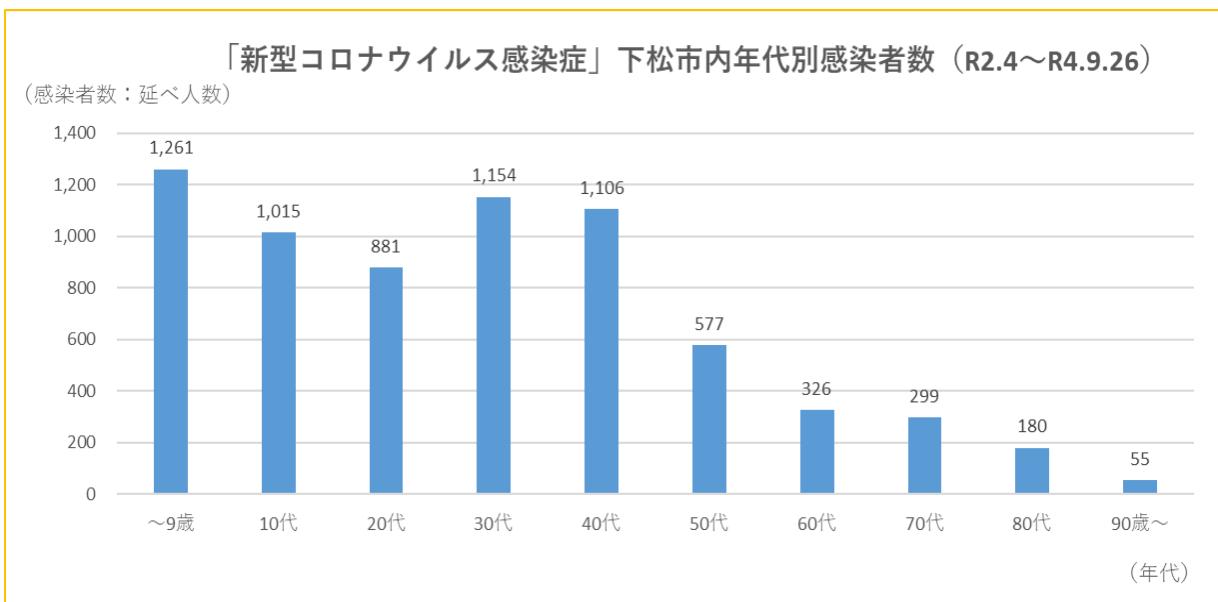
年月日	国 県	内 容
令和元年 12月 30日		中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生に関して 武漢当局が発表
令和 2年 1月 16日	国	国内で 1例目の感染者発表 (確認は 1/15)
令和 2年 1月 30日		WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
	国	「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
令和 2年 1月 31日	県	「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
令和 2年 2月 1日	国	新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」に 指定
令和 2年 2月 27日	国	全国の小学校・中学校・高等学校等に対し、一斉臨時休校を要請 ※ 期間：3/2～春休み
令和 2年 3月 4日	県	山口県内で 1例目の感染者発表 (中国地方で初)
令和 2年 3月 13日	国	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ※ 内閣総理大臣による緊急事態宣言が可能に (施行：3/14)
令和 2年 3月 28日	国	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
令和 2年 4月 7日	国	「緊急事態宣言」発出 ※ 対象：7都府県、山口県は除く
令和 2年 4月 16日	国	「緊急事態宣言」を全国に拡大 ※ 期間：山口県を含む 39 県～5/14、全面解除：5/25
令和 3年 1月 8日	国	2回目の「緊急事態宣言」発出 ※ 期間：1/8～3/21 ※ 対象：4都県 (1/14～7府県追加)、山口県は除く

年月日	国 県	内 容
令和3年2月3日	国	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「感染症法」改正 ※ まん延防止等重点措置の新設
令和3年3月28日	県	山口県内で1例目となる変異株（アルファ株）による感染者発表
令和3年4月1日	国	「まん延防止等重点措置」発出 ※ 期間：4/5～9/30（山口県対象外）
令和3年4月25日	国	3回目の「緊急事態宣言」発出 ※ 期間：4/25～9/30（山口県対象外）
令和3年5月18日	県	「山口県新型コロナ感染拡大防止集中対策」実施 ※ 期間：～6/20
令和3年8月13日	県	「デルタ株感染拡大防止集中対策」実施 ※ 期間：～9/26
令和3年12月24日	県	山口県内で1例目となるオミクロン株による感染者発表
令和4年1月7日	国	「まん延防止等重点措置」発出 ※ 期間：1/9～3/21（山口県～2/20）
令和4年9月26日	国 県	全国一律の全数届出の見直し ※ 届出対象：①65歳以上 ②入院を要する ③重症化リスク等医師が判断 ④妊婦
令和5年3月13日	国 県	「マスク着用」について個人の判断が基本となる ※ 「マスク着用の考え方の見直し等について（2/10）」 ※ 学校（4/1～）
	国	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に変更
令和5年5月8日	国	「新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止
	県	「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止
令和6年3月5日	国	令和6年4月以降、通常の医療提供体制、公費支援等の特例的対応終了 ※ 厚生労働省等通知

## 2 下松市の感染状況

令和2年4月（市内で1例目の感染者発表は4月4日）から令和4年9月26日まで間の、下松市内感染者数をホームページ等で公表した。

この間の感染者数は、延べ6,854人であり、年代別、月別の内訳は以下のグラフのとおりであった。



※ 令和4年9月26日から、新型コロナウイルス感染症発生届の対象者が65歳以上の方などの発症リスクが高い方に限定されたことに伴い、山口県による居住市町別感染者数の集計・公表が終了されたため、本市からの公表を終了した。

※ 第1～7波の期間については、山口県の振り返り（令和6年3月）を参考とした。



感染予防啓発の横断幕を設置(市役所本庁舎4階ベランダ：令和2年8月12日)



市広報「潮騒」表紙：令和2年5月号



「くだまる」による感染予防の訴え  
(市広報「潮騒」表紙：令和2年9月号)

### 3 下松市の取組

#### (1) 下松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び本部長（市長）メッセージ

下松市新型インフルエンザ等対策本部条例及び下松市新型インフルエンザ等対策本部要綱等に基づき、「下松市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、以下のとおり会議（以下「本部会議」と表記）を開催した。

また、新型コロナウイルス感染拡大期、ゴールデンウィークや年末年始などの人の移動が活発になる時期等にあわせ、基本的な感染予防対策の徹底への協力要請等、下松市新型コロナウイルス感染症対策本部長（市長）から市民へのメッセージをホームページ等で発出した。

年	月日	会議	主な内容	メッセージ
令和2	1/30 ～3/4	第1～5回 庁内対策 連絡会議	新型コロナウイルス感染症、市主催イベント、小中学校臨時休業要請等の対応について	-
	3/6	元年度第1回 本部会議	新型コロナウイルス感染症への対応方針について	○
	3/16	元年度第2回 本部会議	下松市新型インフルエンザ等対策行動計画について	-
	3/24	元年度第3回 本部会議	市内で感染者が発生した場合の対応について	-
	4/5	2年度第1回 本部会議	市内居住者の感染者の発生について	○
	4/6	2年度第2回 本部会議	再開していた公共施設の利用、市主催イベントの中止等について	○
	4/8	2年度第3回 本部会議	緊急事態宣言が発出された7都府県への訪問の自粛等について	○
	4/15	2年度第4回 本部会議	全ての都道府県への不要不急の移動の自粛等について	○
	4/17	-	緊急事態宣言の全国への拡大に伴う対応について	○
	5/1	2年度第5回 本部会議	経済対策及び財政支援について	○
	5/8	2年度 調整会議	緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について	-

年	月日	会議	主な内容	メッセージ
令和2	5/15	-	緊急事態宣言の解除後の対応について	○
	5/22	2年度 調整会議	小中学校の再開等について	-
	6/19	-	国の都道府県境をまたぐ移動の自粛要請解除に伴う対応について	○
	7/1	2年度第6回 本部会議	新型コロナウイルス感染症への対応方針の見直し	○
	7/17	2年度第7回 本部会議	県内感染者発生を受けての情報共有及び広報車での広報実施決定	○
	7/30	2年度第8回 本部会議	市内感染者発生を受けての情報共有及び今後の対応について	○
	11/19	2年度第9回 本部会議	市内感染者発生を受けての情報共有及び今後の情報発信について	○
	12/25	2年度第10回 本部会議	市内感染者発生を受けての情報共有及び年末年始に向けての対応について	○
	12/28	2年度第11回 本部会議	市内感染者発生を受けての情報共有及び今後の情報発信について	○
令和3	1/12	2年度第12回 本部会議	国の緊急事態宣言発出を受けての情報共有及び今後の対応について	○
	2/1	2年度第13回 本部会議	感染症患者の発生状況及びワクチン接種の今後の対応について	○
	3/30	2年度第14回 本部会議	ワクチン接種及び各部局の感染拡大防止対策について	○
	4/20	3年度第1回 本部会議	市内感染者の発生状況及びワクチン接種の予約状況等について	○
	5/19	3年度第2回 本部会議	市内感染者急増及び県の対策実施を受けて、「下松市新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」実施を決定（5/19～5/31）	○
	5/28	3年度第3回 本部会議 (書面開催)	県の対策期間延長を受けて、「下松市新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」実施の期間延長を決定（～6/20）	-
	8/6	3年度第4回 本部会議 (書面開催)	お盆期間における感染予防対策の徹底等について	○
	8/16	3年度第5回 本部会議 (書面開催)	市内感染者急増及び県の対策実施を受けて、「下松市デルタ株感染拡大防止集中対策」実施を決定（8/16～8/31）	○
	8/26	3年度第6回 本部会議 (書面開催)	県の対策強化等を受けて、「下松市デルタ株感染拡大防止集中対策」の強化及び実施の期間延長を決定（8/27～9/12）	-

年	月日	会議	主な内容	メッセージ
令和3	9/10	3年度第7回 本部会議 (書面開催)	県の対策期間延長を受けて、「下松市デルタ株感染拡大防止集中対策」実施の期間延長を決定(～9/26)	-
	9/24	3年度第8回 本部会議 (書面開催)	県の集中対策終了及び市内感染者減少に伴い、感染拡大防止集中対策終了を決定	○
	11/30	3年度第9回 本部会議 (書面開催)	新型コロナウイルス感染症への対処方針の見直し	○
令和4	1/7	-	オミクロン株による感染拡大及び県の「まん延防止等重点措置」の適用要請について	○
	1/13	3年度第10回 本部会議	市内感染拡大を受けて、市独自の「下松市新型コロナウイルス感染拡大防止強化対策」実施を決定(1/14～1/31)	○
	1/27	3年度第11回 本部会議	まん延防止等重点措置の県内全域適用を受けて、「下松市まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策」実施を決定(2/1～2/20)	○
	2/18	3年度第12回 本部会議 (書面開催)	まん延防止等重点措置解除に伴う集中対策解除及び新型コロナウイルス感染症への対処方針の見直し	○
	4/26	4年度第1回 本部会議 (書面開催)	ゴールデンウイークを前に、本部長(市長)メッセージの発出を決定	○
	5/26	4年度第2回 本部会議 (書面開催)	市内での感染拡大を受けて、本部長(市長)メッセージの発出を決定	○
	7/19	4年度第3回 本部会議 (書面開催)	全国的な感染拡大及び夏休み、お盆を前に、本部長(市長)メッセージの発出を決定	○
令和5	3/6	4年度第4回 本部会議 (書面開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和5年2月10日)等を踏まえ、令和5年3月13日以降の対応方針を決定	-
	5/8	5年度第1回 本部会議 (書面開催)	令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について決定 (下松市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止)	○

このほか、令和2年度から5年度にかけて部次長級職員を中心とした下松市新型コロナウイルス感染症対策推進会議を計18回開催し、具体的な対応方針等を協議した。



令和元年度第1回本部会議の様子(令和2年3月6日開催)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する  
本部長から市民の皆様へのお願い

市民の皆様方を始め、医療従事者の方々の新型コロナウイルス対策における御理解と御協力に心から感謝申し上げます。

現在、全国的に感染が拡大しており、緊急事態宣言区域が9都道府県、まん延防止等重点措置区域が10県に適用されており、山口県においても5月10日にステージ3（感染者の急増段階）に移行し、特徴として感染力が強いとされる変異株に置き換わっている状況です。

また、本市においても、昨日18日に民間学習指導事業所でのクラスター事案が発生し、1日に8人という過去最高の新規感染者数が確認され、依然として予断を許さない状態が続いております。

こうした中、山口県においては、昨日から5月31日まで「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を実施することとなり、本市においても短期、集中的に感染拡大防止に取り組むこととしました。特に「県外との往来の自粛」「外出機会の半減」「感染予防対策の徹底」につきましては、さらなる感染拡大防止に向け徹底して取り組んでいただくとともに、市が主催するイベントの開催については原則、中止または延期、公共施設の貸し出しについても利用自粛していただきますようお願いいたします。

市民の皆様には、これまでとは違う、極めて深刻な事態と認識していただき、これまで以上の感染拡大防止に向けて、集中対策期間中の取組につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

あわせて、感染症に関する誤った情報による誹謗中傷や差別等は絶対あってはなりません。正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

令和3年5月19日

下松市新型コロナウイルス感染症対策本部長

下松市長 国井益雄

「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に係る市長メッセージ(令和3年5月19日発出)



## 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ



市民及び事業者の皆様におかれましては、長期間に渡り、新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、政府対策本部により「5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付ける。」とされており、今後の新型コロナウイルス感染症対策は、「個人の選択を尊重し、皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に大きく変わることになります。

これに伴い、「下松市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止いたしますが、代わって、「下松市新型コロナウイルス感染症対策推進会議」を設置し、引き続き、今後の状況を注視しつつ、必要な情報発信など、皆様の健康や生活を守るために努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の位置付け変更により、季節性インフルエンザ等への対応と同様、個人の選択を尊重することを基本とした自主的な取組が、これまで以上に重要となります。

皆様におかれましても、「手洗い等の手指衛生」や「換気」など、必要性に応じた感染予防対策を御検討いただくとともに、特にマスクにつきましては、着脱に係る個人の判断の尊重と、重症化リスクの高い方への配慮等が適切に行われますよう御理解、御協力をお願いいたします。

令和5年5月8日

下松市長 国井 益雄

「5類感染症への移行」に係る市長メッセージ(令和5年5月8日発出)



## 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策は、5月8日に感染症法上の位置づけが変更され、季節性インフルエンザなどと同様、「個人の選択を尊重し、市民の皆さまの自主的な取り組みを基本としたもの」に変わりました。

皆さまには、長期間にわたり行政からの度重なる要請やお願いにご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

おかげをもちまして日常を取り戻しつつありますが、市としま

しては、引き続き、状況に応じて適切に情報発信するなど、皆さまの健康や生活を守るために努めてまいります。

皆さまにおかれましても、個人の選択を尊重しつつも、重症化リスクの高い人などに配慮し、必要に応じた感染対策をご検討いただきますようお願いいたします。

下松市長 国井益雄

5類感染症移行に  
伴う変更点



下松市広報 潮騒 09

市広報「潮騒」掲載記事(令和5年6月号)

## (2) 検査体制

### ①地域外来・検査センターの設置

令和2年10月27日から令和5年5月7日までの間、「地域外来・検査センター」を下松市地域交流センター敷地内に設置した。下松医師会、周南記念病院の協力により、かかりつけ医として登録した医療機関から依頼のあったPCR検査のための検体採取を実施した。利用状況としては、開設日数9日、検体採取5件であった。

### ②診療・検査医療機関の情報共有と発熱患者等に対する相談対応

山口県が発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、発熱外来診療・検査体制を整備した。本市では健康増進課が「市受診相談窓口」となり、「診療・検査医療機関」の案内をはじめ、発熱患者等からの相談に対応した。

### ③集中PCR検査・抗原検査体制・相談体制の確保

山口県が感染不安のある無症状者を対象に、盆休み・年末年始・インフルエンザ流行期等に集中PCR検査・抗原検査を実施した。本市では「市受診相談窓口」として相談・申込対応・検査機関への依頼に対応した。また、年末年始に健康増進課職員が、抗原定性検査キットを配付した。

主な対応は以下のとおりである。

年 月 日	内 容	備 考
令和2年12月29、30日	年末年始特別相談窓口	電話対応
令和3年8月18～20日	山口県緊急集中PCR検査	相談・申込対応

年月日	内 容	備 考
令和3年12月20日～ 令和5年4月21日	集中PCR検査、 自宅送付型検査（抗原定性検査）	3年12月～4年1月・ インフルエンザ流行期
令和3年12月29日～ 令和4年1月3日	年末年始集中相談	電話対応
令和4年2月、7月	クラスター対応に係る抗原検査 キット配付	高齢者施設、保育園等
令和5年1月2、3、9日	年末年始抗原検査キット配付	休日診療所に来院した 検査希望者95人に配付

#### ④保健所への保健師の応援派遣

保健所業務の支援のため、本市職員である保健師を周南環境保健所に応援派遣し、電話相談対応、積極的疫学調査の補助業務・自宅療養者の健康観察等を実施した。

主な対応は以下のとおりである。

年 月 日	派遣保健師延人員
令和2年4月20日～5月9日 (12日間)	12人
令和3年5月26日～5月31日 (2日間)	2人
令和4年1月7日～3月11日 (48日間)	84人
令和4年5月19日～9月20日 (63日間)	83人
計 (125日間)	181人

### (3) ワクチン接種

国内では令和3年2月17日から、予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が開始された。本ワクチンの最終的な接種対象者は、生後6か月以上の者とされた。

本市では、令和3年4月19日に市民に対する最初の接種を実施した。法に基づく

特例臨時接種終了までの期間中(令和6年3月31日まで)においては、下松医師会、下松市歯科医師会、下松薬剤師会等と連携し、適切な医療提供体制を確保することで、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施した。

ワクチン接種率の推移及び主な対応は以下のとおりである。

#### ●ワクチン接種率の推移(令和6年3月31日まで)

接種回数	接種人数(人)	接種率(%)
1回目	46, 611	81.60
2回目	46, 414	81.26
3回目	39, 853	69.77
4回目	28, 374	49.67
5回目	18, 112	31.71
6回目	12, 557	21.98
7回目	8, 674	15.19

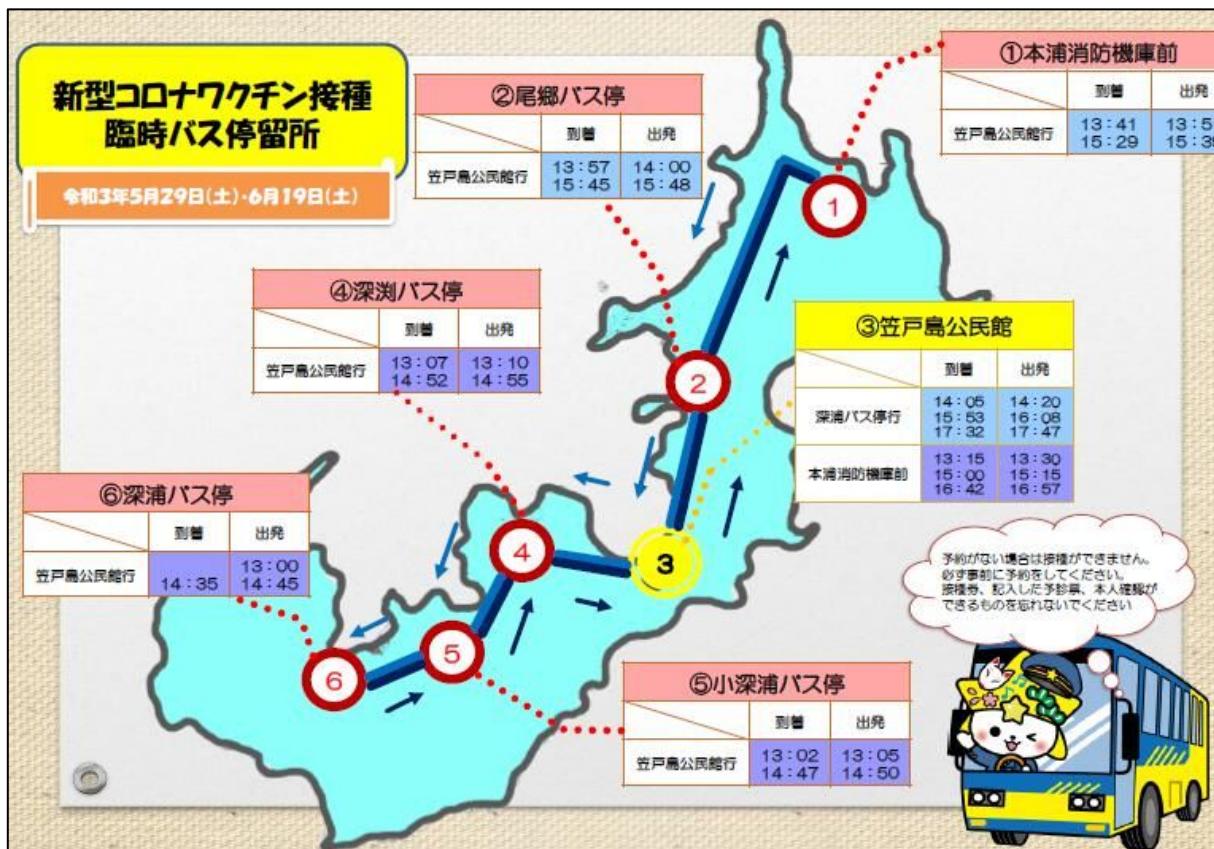
#### ●主な対応

年 月 日	内 容
令和2年10月23日	厚生労働省から最初の事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」発出
令和3年1月25日	新型コロナウイルスワクチン対策室を健康増進課に設置
令和3年2月27日	集団接種シミュレーション(保健センター)
令和3年3月22日	下松市ワクチンコールセンター設置
令和3年3月27日	集団接種シミュレーション(下松市地域交流センター)
令和3年4月5日	周南記念病院において最初の医療従事者接種
令和3年4月19日	高齢者入所施設において最初の市民接種
令和3年5月6日	下松市で新型コロナウイルスワクチン接種開始
令和3年5月21日	市役所本庁に予約サポートセンター設置

年 月 日	内 容
令和3年5月28日	市内医療機関に委託し、個別接種を開始
令和3年6月30日	下松市新型コロナワクチン接種訪問体制確保事業助成金交付要綱制定
令和3年7月30日～8月29日（8日間）	大規模接種実施（トラックワンアリーナ）
令和3年11月6日	予約不要接種実施（休日診療所）
令和3年12月1日	省令改正により3回目接種開始 ※ 県方針により医療従事者優先
令和4年1月22日	市民向け3回目接種開始
令和4年3月7日	省令改正により小児（5歳から11歳まで）の接種開始
令和4年5月31日	省令改正により4回目接種開始 ※ 初回接種対象は高齢者のみ
令和4年7月22日	厚生労働省の方針転換により医療従事者、高齢者施設等従事者に4回目接種対象者拡大
令和4年9月6日	小児の追加（3回目）接種開始
令和4年9月20日	オミクロン株対応ワクチン「令和4年秋開始接種」開始
令和4年11月16日	乳幼児（生後6か月から4歳まで）の初回接種開始
令和4年12月23日	5回目接種、集団接種終了（県は令和5年1月まで継続実施）
令和5年3月20日	小児の令和4年秋開始接種開始
令和5年5月8日	省令改正により令和5年春開始接種（65歳以上又は基礎疾患のある人が対象）が開始
令和5年6月24日	下松市での最後の集団接種実施
令和5年7月31日	下松市ワクチンコールセンター閉鎖
令和5年9月20日	令和5年秋開始接種開始
令和6年3月31日	特例臨時接種終了



新型コロナワクチン接種 臨時バス停留所(米川地区：令和3年5月22日・6月12日)



新型コロナワクチン接種 臨時バス停留所(笠戸島地区：令和3年5月29日・6月19日)



大規模接種の会場となった「トラックワンアリーナ」



ワクチン接種の予約空き状況を活用して、3回目の接種を受ける國井市長(令和4年2月4日)

#### (4) 小中学校及び保育園等に関する対応

保育園、幼稚園及び小中学校等においても、休園や休校など様々な対応が必要となつた。

政府要請に伴う令和2年3月2日からの市内小中学校の臨時休校を受けて、自宅待機が難しい小学校1年生から3年生までの児童については、教育委員会及び小学校の協力・連携のもと、臨時休校期間は小学校での受入れを行うとともに、放課後児童クラブを終日開所する体制を整えたうえで、放課後児童クラブ入所者の受入れを実施した。

また、保育所及び放課後児童クラブは原則開所の方針による運営が継続する中で、令和2年4月16日に山口県を含めた全国に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月22日から5月24日までの期間において市内保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対して、保育等の規模を縮小した運営を要請した。

小中学校では、臨時休校中の過ごし方について、学校配布のプリントやドリル教材等を使っての家庭学習、自主ノートを活用した調べ学習、読書活動などについて児童生徒へ指導を行うとともに、各家庭へは、学校のHPやメールにて臨時休校に関する情報提供を行った。小中学校の再開後、臨時休校中の学習を補うため、夏季休業中に授業日を設け、補習授業を行った。当該期間中、小学校は7月21日から8月5日まで給食を実施した。中学校は、給食センターの工事を行っていたため、給食を提供できない代替の昼食支援として7月21日から8月28日の期間中、14日間について、希望者に弁当を提供了。

GIGAスクール構想を早期に実現させ、家庭学習等へ対応するため、一人一台端末を前倒しして配備するほか、家庭学習用通信機器やウェブカメラ等のICT機器を整備した。

部活動についても、朝練及び対外試合の中止や、練習時間を短縮するなどの対策を講じて、保護者の理解を得たうえで実施した。

運動会、卒業式、修学旅行等の行事についても、様々な制限を設ける必要が生じ、コロナ禍前と比べて、学校生活が様変わりすることとなったが、児童生徒の状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行った。

主な対応は以下のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月2日	政府要請に基づき、小中学校臨時休校 ※ 期間：令和2年3月2日～3月26日
令和2年3月	規模を縮小して小中学校卒業式を実施 ※ 小学校：3月19日、中学校：3月7日
令和2年4月8日	小中学校臨時休校 ※ 期間：令和2年4月8日～5月24日
令和2年4月22日	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ(児童の家)等の各施設に対して、保育等の規模縮小を要請 ※ 期間：令和2年4月22日～5月24日
令和2年5月25日	小中学校を再開し、午前中授業を実施 ※ 期間：令和2年5月25日～5月27日
令和2年5月28日	中学校部活動を1日2時間までに制限 ※ 期間：令和2年5月28日～6月5日
令和2年5月28日	中学校部活動で対外試合を中止 ※ 期間：令和2年5月28日～6月19日
令和2年6月	中学校宿泊学習及び小中学校水泳指導を中止
令和2年6月6日	中学校部活動を最大で平日週4日・1日2時間程度で実施 (土日はいざれか1日・3時間程度)
令和2年6月20日	中学校部活動で県内に限り、対外試合を再開
令和2年7月21日	夏季休業中授業を実施 ※ 期間：小学校授業日 7月21日～8月28日のうち平日19日間 (小学校給食実施：7月21日～8月5日の平日10日間) ※ 期間：中学校授業日 7月21日～8月28日のうち平日22日間 (中学校弁当配食実施：7月21日～8月28日のうち平日14日間)
令和2年2学期	小学校運動会は中止し、体育参観日等を実施 中学校運動会は平日開催や観客制限等を実施
令和2年9月～11月	修学旅行中止に伴うキャンセル料金を市で負担

年 月 日	内 容
令和 2 年 9 月～11 月	小学校修学旅行は学校の状況により県内旅行や日帰り旅行等にして実施 中学校修学旅行を中止 小学校宿泊学習は、調理実習の中止や日帰り自然体験学習に変更するなど規模を縮小しながら実施
令和 3 年 3 月	小中学校にタブレット端末を配備し、臨時休業中等の学習支援や連絡等に活用
令和 3 年 3 月	規模を縮小して小中学校卒業式を実施
令和 3 年 4 月 21 日	中学校部活動を中止 ※ 期間：令和 3 年 4 月 21 日～4 月 25 日
令和 3 年 4 月 21 日	中学校部活動で対外試合を中止 ※ 期間：令和 3 年 4 月 21 日～4 月 30 日
令和 3 年 5 月～6 月	中学校宿泊学習を中止
令和 3 年 7 月	小中学校水泳指導を再開
令和 3 年 8 月	全国大会等に出場する小中学生の PCR 検査を実施
令和 3 年 8 月	小中学校教職員のリモート研修を実施
令和 3 年 8 月 16 日	集中対策期間のため、中学校部活動時間短縮及び対外試合中止 ※ 期間：令和 3 年 8 月 16 日～9 月 26 日
令和 3 年 9 月 11 日	中学校運動会は午前中開催や観客制限等を実施
令和 3 年 9 月	中学校修学旅行は、2 日連続で日帰り旅行等を実施
令和 3 年 9 月～11 月	小学校宿泊学習を実施（日帰りの学校もあり）
令和 3 年 10 月～11 月	小学校運動会は午前中開催や観客制限等を実施
令和 3 年 12 月	小学校修学旅行を県内旅行等にして実施
令和 4 年 1 月 14 日	保護者、学校、関係機関との円滑な連携のため、緊急措置として小中学校に携帯電話を設置 ※ 期間：令和 4 年 1 月 14 日～1 月 30 日
令和 4 年 3 月	規模を縮小して小中学校卒業式を実施
令和 4 年 5 月	小学校運動会は午前中開催や観客制限等を実施
令和 4 年 5 月	中学校宿泊学習を 1 泊 2 日で実施（一部の中学校）
令和 4 年 9 月	中学校修学旅行を 1 泊 2 日で実施（県内）

年月日	内 容
令和4年9月10日	中学校運動会は午前中開催や観客制限等を実施
令和4年9月～11月	小学校宿泊学習を実施（日帰りの小学校もあり）
令和4年10月～11月	小学校修学旅行を実施（県内）
令和5年3月	規模を縮小して小中学校卒業式を実施
令和5年5月	小学校運動会を実施（観客制限等なし）
令和5年5月	中学校修学旅行を2泊3日で実施
令和5年5月	中学校宿泊学習を2泊3日で実施（一部の中学校）
令和5年9月	中学校運動会を実施（観客制限等なし）
令和5年9月～10月	小学校宿泊学習を実施
令和5年9月～11月	小学校修学旅行を実施
令和6年3月	小中学校卒業式を実施（出席者制限等なし）

下松子第271号  
令和2年4月20日

各施設等の長様

下松市長　國井　益雄

**新型コロナウイルス感染症に伴う「保育の規模縮小要請」について**

平素から、本市の児童福祉行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、山口県が緊急事態宣言の対象地域とされたことから、山口県内及び本市における感染の状況等を総合的に踏まえ、更なる感染拡大を防止する観点から、下記のとおり保育の規模を縮小されるよう要請します。

記

**1 対象施設**  
下松市内の認可保育所、小規模保育施設及び認定こども園（2・3号）

**2 期間**  
令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで  
※ なお、今後の緊急事態宣言等の状況により、規模を縮小する期間の延長を要請する場合があります。

**3 取組**

- (1) 仕事を休めるなど、家庭での保育が可能な場合に登園を自粛していただく等、保育する児童数を可能なかぎり減少させること。
- (2) 延長保育、休日保育、一時預かりは可能なかぎり減少させること。



「緊急事態宣言」を受け、保育所等に対して「保育の規模縮小」を要請（令和2年4月20日発出）

## ソーシャルディスタンスを踏まえた学校生活の様子



学級を半分に分けた分散登校



対人距離を確保した参観日



廊下で間隔を空け、健康診断の順番を待つ児童



始業式におけるオンラインでの校長先生挨拶



卒業生から贈られた「間仕切り」を職員室に設置

#### 児童生徒の皆さんへ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長い間学校がお休みとなりました。児童生徒の皆さんには、健康や学習面などで不安な気持ちにさせてしまい、大変申し訳なく思っています。

いよいよ今日から、学校が再開されます。皆さんが心待ちにしていた新学期、「がんばるぞ」という意欲がみなぎっていると思います。

改めまして、ご入学、ご進級おめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

早く学校に慣れ、友だちをたくさんつくってください。勉強や運動に一生懸命に取り組み、元気に楽しく充実した生活を送ってくれることを願っています。

学校では、皆さんのがんばりを応援するように、コロナウイルス感染症の予防に全力で取り組みます。マスクの着用や、手洗い、消毒、換気など、これまで家庭生活で行なってきたことを、学校でも一人一人が確実に行っていきましょう。

しかし、コロナウイルスは誰でも感染する可能性があります。コロナウイルス感染症に関連した「いじめ」や「差別」は決してあってはなりません。皆さんの学校で、いやな気持ちや悲しい思いをする人を出さないよう心がけてください。また、コロナウイルスに対して、今も私たちの命や生活を守るために、懸命に働いてくださる方々のことを忘れてはなりません。まだ予断を許さない状況は続きますが、みんなで力を合わせて、乗り越えていきましょう。

一日一日を大切に、自分の夢や目標に向かって大きく成長してください。皆さんのご活躍を期待しています。

#### 保護者の皆様へ

はじめに、保護者の皆様におかれましては、約3ヶ月に及ぶ小中学校の臨時休業につきまして、大変なご心配をおかけしたことをおわび申し上げます。子どもたちの健康面や学習面、体力面でも大変心を痛めていらっしゃることと拝察いたします。

この間、お子様を励まし支えてください、学校や教育委員会の取組にもご理解ご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

本日から子どもたちが待ち望んでいた新学期が始まります。学校再開にあたっては、児童生徒の健康を最優先して考え、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避けるなどの感染予防対策を講じてまいります。ご家庭におかれましても、検温や健康状態の確認にご協力いただき、風邪等の症状がある場合には、登校を控えていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症との戦いは、長期に及ぶことが予想されます。この困難な状況を皆様とともに、力を合わせて乗り越えていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月25日

下松市教育委員会 教育長 玉川 良雄

小中学校再開にあたり、児童生徒及び保護者への教育長メッセージ(令和2年5月25日発出)

## (5) 経済的支援（給付金等）

### ①地域振興対策

新型コロナウイルス感染症拡大初期においては、商工会議所中小企業相談所に総合相談窓口を設置するとともに、制度融資の拡充（融資期間延長、利率見直し）と利子補給制度を創設した中、人流減少による経営への影響の大きい飲食業に対し、給付金の給付やテイクアウトへの転換支援を実施するなど、事業者の不安の解消と資本力の強化に向けた取組を実施した。

また、下松商工会議所と共同で事業者アンケートを都度実施し、経済情勢把握に努め、国・県の動向を注視してきた。

感染症の拡大が広がって以降は、多くの業種で経営への影響が出てきたため、感染症の影響を受ける事業者に対して、感染拡大防止対策に係る支援や売上減少に対する支援、新たな経済活動活性化に対する支援、消費喚起対策としての商品券事業等、各種支援策を実施した。

農林水産業分野においては、感染症の影響を受ける中、地域産品活用奨励事業を実施し、農林水産業の振興と地域活動の活性化を図るため、市内産の資材の生産とこれらを活用した商品開発、販売拡大を行う団体に対して支援を行った。

主な支援策は以下のとおりである。

実施年度	事業名	内容
令和 2年度	中小企業等総合相談・支援事業	市内中小企業に勤務する労働者の雇用確保と経営継続支援のため、支援制度の周知や各専門家による相談会等を実施
	下松エール飯事業 (外食産業等テイクアウト・ 配送支援事業)	新規にテイクアウト等を導入する店舗に対して、助成金等による支援を実施
	営業持続化支援事業補助金	市内食事提供店に対して、営業維持に必要な費用について支援金を支給

実施年度	事業名	内容
令和 2年度	小規模企業者事業継続支援金	国の持続化給付金の対象とならない小規模企業者へ支援金を支給
	感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業	業種別ガイドライン等に沿って、事業継続に取り組む中小企業者等に対して、感染症対策に係る経費を補助
	地域応援くだまる商品券事業	地域経済の活性化と感染拡大防止に取り組む市民を支援するため、全市民に商品券を配付
	制度融資事業	市制度融資の融資期間延長、利率見直しを実施。 「下松市新型コロナウイルス対策マル経融資利子補給制度（対象期間：令和2年4月1日～令和4年9月30日）」、「下松市中小企業不況対策特別融資利子補給制度（対象期間：令和2年4月1日～令和5年4月30日）」の創設
令和 3年度	中小企業等総合相談・支援事業	市内中小企業に勤務する労働者の雇用確保と経営継続支援のため、支援制度の周知や各専門家による相談会等を実施
	中小企業応援！下松市感染症そなエール補助金事業	業種別ガイドライン等に沿って、事業継続に取り組む中小企業者等に対して、感染症対策に係る経費を補助
	業界団体応援！下松市経営ささエール補助金事業	業界団体がその構成員である事業者と行う新たな経済活動活性化に対する取組に係る経費を補助
	下松市テイクアウト等支援事業	市内の飲食店と外出自粛により飲食店に行けない市民をつなぐプロジェクト「下松エール飯」に対して経費の一部を助成
	下松市プレミアムチケット販売事業	市内事業者を支援するため、市内の店舗で幅広く利用できる商品券を販売
	地域応援！くだまる商品券 2021事業	地域経済の活性化と感染拡大防止に取り組む市民を支援するため、全市民に商品券を配付
	中小企業応援！ 下松市事業継続支援事業	売上に大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、事業継続のための支援金を交付
令和 4年度	飲食店応援！下松市新型コロナ対策取組認証店応援事業	感染症対策に取り組みながら営業を継続する飲食店を支援するため、山口県が実施する「もっと膳力！もっと安心！飲食店応援事業」認証店に対して応援金を交付
	中小企業等総合相談・支援事業	市内中小企業に勤務する労働者の雇用確保と経営継続支援のため、支援制度の周知や各専門家による相談会等を実施

実施年度	事業名	内容
令和4年度	中小企業感染症予防対策事業	業種別ガイドライン等に沿って、事業継続に取り組む中小企業者等に対して、感染症対策に係る経費を補助
	コロナに負けない！下松のお店応援プロジェクト事業	市内事業者を支援するため、市内の店舗で幅広く利用できる商品券の販売と市内飲食店を周遊できるデジタルスタンプラリーを実施
令和5年度	消費喚起対策！下松市プレミアムチケット2023販売事業	市内事業者を支援するため、市内の店舗で幅広く利用できる商品券を販売
	中小企業応援！下松市省エネ対策補助金事業	売上や利益が減少している中小企業者等を支援するため、新たな省エネ設備等の導入に対して補助

 **下松市営業持続化支援事業**

下松市では新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた市内の飲食店、喫茶店等の事業主に対し営業継続の支援を目的に支援金を交付します。

**支援金対象者**

『令和2年5月1日現在』で次の要件全てに該当される方  
 ●下松市内で飲食店、喫茶店、弁当や惣菜販売店等の食事提供施設を営業している事業者  
 ※感染症防止対策として一時休業している場合も含む。  
 ●食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」又は「喫茶店営業」(ただし、細目が自動販売機を除く)であること。  
 ●下松市税を滞納(未納)していないこと。

**支 援 金 額**

支援金額：1事業者当たり10万円（定額）  
 ※複数店舗を運営している場合も1事業者として取り扱います。

**申 請 方 法**

【受付期間】 令和2年5月18日（月）～8月31日（月）  
 ※当日消印有効

【提出方法】 原則として郵送してください。  
 （感染防止のため窓口への持参は控えてください。）

【必要書類】 ①申請書兼請求書 ②食品衛生許可証の写し  
 ③振込口座の金融機関、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写し  
 ※振込口座名義は申請者（対象者）のものに限ります。  
 ※申請書兼請求書の様式は下松市ホームページからダウンロードできます。

【申請先】 下松商工会議所  
 （住所）〒744-0008  
 下松市新川2-1-38

**【問合せ先】**  
 下松商工会議所 （電話）0833-41-1070  
 下松市産業観光課 （電話）0833-45-1745

### 営業持続化支援事業





**地域応援 2020 くだまる商品券** を発行します。

市内の取扱店舗で使える

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を図り、感染防止に取り組む市民の皆様を支援します。

<b>配付数</b>	<b>取扱店舗</b>
1人につき1冊(5,000円分)	取扱店舗一覧表を商品券に同封します。取扱店舗にポスターを掲示します。
<b>配付対象者</b>	<b>注意事項</b>
・令和2年10月1日時点で下松市の住民基本台帳に登録されている人 ・令和2年10月31までに生まれた人	商品券の再発行はできません。 ※詳しくは、商品券裏面や同封チラシに記載した注意事項を確認してください。
<b>配付方法</b>	<b>問い合わせ</b>
・令和2年11月以降に世帯へ郵送を開始する予定です(住民基本台帳に基づき世帯毎に送付します)。	市商品券総合相談窓口 ☎⑥1770 産業振興課 ☎⑥1745 下松商工会議所 ☎⑥1070
<b>使用期限</b>	
令和3年2月28日(日)まで お手元に届いた日から使用できます。	
<b>取扱店募集中</b>	
「地域応援くだまる商品券2020」の取扱店を随時募集しています。	
<b>申込方法</b>	
新規参加希望店は「取扱店登録申請書」、昨年度登録店は「取扱店登録継続同意確認書」に必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。	
※申請書は、下松商工会議所備え付け、またはホームページからダウンロードしたものを利用してください。	
【申込先・問い合わせ】〒744-0008 下松市新川2-1-38 下松商工会議所 ☎⑥1070	

### 地域応援くだまる商品券事業

**業界団体応援！**

**下松市経営ささエール補助金**

くだまる

市内の業界団体等がその構成員と共同して行う「活性化対策事業」等に要した経費に対し、**最大200万円**（※構成員数により上限額が異なります）まで補助金を交付することで取組を応援します！

募集期間	第1期：令和3年4月1日（木）～5月31日（月） 第2期：6月1日（火）～7月30日（金） 第3期：8月2日（月）～9月30日（木）※当日消印有効
対象者	市内に本部又は支部を有する業界団体等 ※詳細は裏面に記載
補助内容	構成員10以下の団体 最大50万円 構成員11～50の団体 最大100万円 構成員51以上の団体 最大200万円 補助率：2/3 (1,000円未満の端数は切り捨てます。)
補助対象事業実施期間	令和3年1月1日（金）～令和4年2月28日（月）
対象事業	新しい生活様式を踏まえた活性化対策事業 (1) 新しい技術の導入等による取組 (2) 販路拡大、新商品、新サービスの開発その他の新たな強みへの取組 (3) 外部専門家の活用等による業況改善その他弱み克服への取組 (4) 上記以外の活性化対策の取組
対象経費	補助対象事業に要した経費
補助対象とならない経費	・公租公課（消費税及び地方消費税を含む。） ・飲食に係る経費 ・補助対象事業に係るものとして必要性が確認できない経費 ・構成員に用途を委ねる等の現金給付に係る経費 ・特定の構成員のみを支援する等の取組に係る経費 ・通常実施している取組や社会貢献を目的とする取組に係る経費 ・国、県、市等からの補助金等において補助対象となった経費
お問い合わせ及びお申込み先	下松市 経営ささエール 検索 QRコード
お気軽にご相談ください。 〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市 経済部 産業振興課 電話 0833-45-1745 (平日8:30～17:15) Eメール : sangyou@city.kudamatsu.lg.jp	

## 業界団体応援！下松市経営ささエール補助金事業



**中小企業感染症予防対策補助金**

くだまる

市内中小企業者が「業種別ガイドライン」等に沿って実施した、感染症予防策のために要した経費に対し、**最大30万円**まで補助金を交付します！

申請期間	令和4年4月1日（金）～10月31日（月）※当日消印有効										
対象者	市内に事務所又は事業所を有し事業を営む中小企業者、個人事業主又はNPO法人。※詳細は裏面に記載										
補助内容	補助金額：上限30万円 (1,000円未満切り捨て) 補助率：対象経費の3/4										
補助対象期間	令和4年4月1日（金）～9月30日（金）										
対象事業	内閣官房ホームページに掲載されている「業種別ガイドライン」に基づく感染防止対策の取組に資するものであり、市内の事業所において用いるもののうち、上記補助対象期間において支払をした以下に掲げる経費  市内事業者を支援し、地域経済の活性化を図るために、 <b>市内の店舗等で購入した次の経費が対象</b> となります。										
対象経費	<table border="1"> <tr> <td>消毒費用</td> <td>消毒液、ハンドソープ、消毒用ティッシュの購入費 消毒液等の設置に必要なスタンド、ディスペンサーの購入費</td> </tr> <tr> <td>マスク費用</td> <td>マスク、フェイスシールド、ゴーグル、防護服の購入費</td> </tr> <tr> <td>飛沫対策費用</td> <td>飛沫拡散防止用アクリル板、パーテーション、スティッカー（フロアサイン、透明ビニールシート、サインスタンド）の購入費</td> </tr> <tr> <td>換気費用</td> <td>機械換気設備、換気扇の設置経費、換気機能（外気の取り入れ機能）等がある冷暖房設備（エアコン、扇風機、サイキュレーター）の購入費、施工費、施工に伴う運搬費</td> </tr> <tr> <td>その他衛生管理費用</td> <td>使い捨て手袋、非接触型体温計、サーモカメラ、ベーパータオル、ペーパータオルスタンド、使い捨て容器、CO2センサー、空気清浄機、加湿器、抗原簡易キットの購入費、自動精算機、キャッシュレス装置導入経費</td> </tr> </table>	消毒費用	消毒液、ハンドソープ、消毒用ティッシュの購入費 消毒液等の設置に必要なスタンド、ディスペンサーの購入費	マスク費用	マスク、フェイスシールド、ゴーグル、防護服の購入費	飛沫対策費用	飛沫拡散防止用アクリル板、パーテーション、スティッカー（フロアサイン、透明ビニールシート、サインスタンド）の購入費	換気費用	機械換気設備、換気扇の設置経費、換気機能（外気の取り入れ機能）等がある冷暖房設備（エアコン、扇風機、サイキュレーター）の購入費、施工費、施工に伴う運搬費	その他衛生管理費用	使い捨て手袋、非接触型体温計、サーモカメラ、ベーパータオル、ペーパータオルスタンド、使い捨て容器、CO2センサー、空気清浄機、加湿器、抗原簡易キットの購入費、自動精算機、キャッシュレス装置導入経費
消毒費用	消毒液、ハンドソープ、消毒用ティッシュの購入費 消毒液等の設置に必要なスタンド、ディスペンサーの購入費										
マスク費用	マスク、フェイスシールド、ゴーグル、防護服の購入費										
飛沫対策費用	飛沫拡散防止用アクリル板、パーテーション、スティッカー（フロアサイン、透明ビニールシート、サインスタンド）の購入費										
換気費用	機械換気設備、換気扇の設置経費、換気機能（外気の取り入れ機能）等がある冷暖房設備（エアコン、扇風機、サイキュレーター）の購入費、施工費、施工に伴う運搬費										
その他衛生管理費用	使い捨て手袋、非接触型体温計、サーモカメラ、ベーパータオル、ペーパータオルスタンド、使い捨て容器、CO2センサー、空気清浄機、加湿器、抗原簡易キットの購入費、自動精算機、キャッシュレス装置導入経費										
※国、県、市及びその他の団体が実施する同様の補助金等の対象となった経費は対象外です。 ※物品の数量や金額が過大と思われる場合は問合せをさせていただきます。 ※補助対象経費の総額は1万円（税抜）以上である必要があります。 ※R2がんばる中小企業応援事業補助金やR3そなエール補助金を受けた方も申請できます。											
申請方法	<p>【提出先】〒744-0008 下松市新川2-1-38 下松商工会議所宛 【提出方法】原則郵送での提出をお願いします。 ※補助金の限度額内であっても申請は1事業者につき1回限りです。</p>										

## 中小企業感染症予防対策補助金事業

### ②給付金事業等

市税の減免・徴収猶予を実施するとともに、全国一斉臨時休校による学校給食の休止に伴い、学校給食用物資の納入を予定していた事業者の負担軽減及び学校給食の安定的な供給を図るため、休止期間に購入を予定していた食材の加工賃及び廃棄した食材費相当額を補償した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、各種給付金を支給した。主な給付金事業は以下のとおりである。

給付金名称	年 度	対 象	支給額	給付数
特別定額給付金	令和 2 年度	市民全員	10 万円／人	57,235 人
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	令和 3 年度～ 令和 4 年度	住民税非課税世帯等	10 万円／世帯	5,553 世帯
電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金	令和 4 年度	住民税非課税世帯等	5 万円／世帯	4,992 世帯

さらに、子育て世帯の生活を支援するための臨時特別的な給付措置として、各種給付金を支給した。

子育て世帯に対する主な給付金事業は以下のとおりである。

給付金名称	年 度	対 象	支給額	給付数
児童扶養手当受給世帯 臨時特別給付金	令和 2 年度	児童扶養手当受給世帯	対象児童 1 人 につき 1 万円	361 世帯
ひとり親世帯 臨時特別給付金	令和 2 年度	児童扶養手当受給世帯等	1 世帯当たり 5 万円 ほか	1,013 世帯
子育て世帯 臨時特別給付金	令和 2 年度	児童手当受給世帯	対象児童 1 人 につき 1 万円	4,554 世帯 7,840 人
子育て世帯 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	令和 3 年度	児童扶養手当受給世帯等	対象児童 1 人 につき 5 万円	383 世帯 624 人
子育て世帯 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)	令和 3 年度	住民税均等割非課税世帯等	対象児童 1 人 につき 5 万円	174 世帯 334 人
子育て世帯への 臨時特別給付金	令和 3 年度～ 令和 4 年度	児童手当受給世帯等	対象児童 1 人 につき 10 万円	5,361 世帯 9,253 人

給付金名称	年 度	対 象	支給額	給付数
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	令和4年度	児童扶養手当受給世帯等	対象児童1人につき5万円	371世帯 596人
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	令和4年度	住民税均等割非課税世帯等	対象児童1人につき5万円	188世帯 365人

**大切なお知らせ**



厚生労働省

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ  
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

**1. 支給対象者**

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① 令和4年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
- ② **■ 令和4年度 住民税(均等割)が非課税の方**  
または  
**■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
住民税非課税相当の収入となった方**

**3. 給付金の支給手続き**

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を市区町村にご提出ください。  
※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

① 給付金の申請手続き → お住まいの市区町村の窓口に直接または郵送でご提出ください。  
② 指定口座へ振込み

**!** 「子育て世帯生活支援特別給付金」の  
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。  
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(09110)にご連絡ください。

【チラシ】令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

## (6) その他（イベント、施設）

各課等のイベント及び行事等における開催の制限や施設の利用制限などにおいても、様々な対応が必要となった。

主な対応は以下のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年2月28日	公民館の講座開催自粛を要請 ※ 期間：令和2年2月28日～3月31日
令和2年3月5日	公民館講堂利用（貸出し）を中止 ※ 期間：令和2年3月5日～3月31日
令和2年3月5日	図書館休館（あおぞら号巡回中止） ※ 期間：令和2年3月5日～3月31日
令和2年3月8日	くだまつ笠戸島アイランドトレイル2020を中止
令和2年3月21日	下松レクフェスタ2020を中止
令和2年3月	米川小学校休校式を中止
令和2年3月	笠戸公民館竣工式を中止
令和2年3月5日～令和4年2月20日	学校施設開放を中止 ※ 期間：令和2年3月5日～3月31日、4月5日～5月24日 令和3年4月21日～4月30日、5月21日～5月31日、 8月29日～9月26日 令和4年1月12日～1月31日、2月1日～2月20日
令和2年度～5年度	中学生等海外語学研修派遣事業を中止
令和2年4月5日	公民館の講座開催及び貸館を中止 ※ 期間：令和2年4月5日（午後）～5月24日
令和2年4月5日	図書館休館 ※ 期間：令和2年4月5日（午後）～5月25日
令和2年4月5日	島の学び舎休館 ※ 期間：令和2年4月5日～5月24日
令和2年4月6日	下松市文化会館貸館を中止 ※ 期間：令和2年4月6日～5月31日
令和2年4月6日～令和4年3月26日	栽培漁業センター休館 ※ 期間：令和2年4月6日～5月24日 令和3年5月2日（午前）、8月14日、 8月27日～9月26日、 12月17日（14時30分～16時30分） 令和4年1月14日～2月20日、3月26日

年 月 日	内 容
令和 2 年 4 月 19 日	第 42 回下松市消防競技大会を中止
令和 2 年 5 月 30 日	第 35 回くだまつ花と緑の祭典（5/30・31）を中止
令和 2 年 6 月 1 日	下松市文化会館の利用を県内在住者に制限 ※ 期間：令和 2 年 6 月 1 日～6 月 14 日
令和 2 年 7 月	くだまつ親子の日フェスタを中止
令和 2 年 8 月 4 日	街頭啓発活動「コロナに負けるな！みんなで頑張ろう！くだまるプロジェクト」を実施 ※ 実施日：令和 2 年 8 月 4 日、6 日、8 日、22 日、25 日、29 日
令和 2 年 9 月	救急フェア in 下松を中止
令和 2 年 9 月 29 日	第 30 回下松市健康長寿推進大会を規模縮小して開催
令和 2 年 10 月 16 日	第 41 回下松市シニアスポーツ大会を中止
令和 2 年 11 月 14 日	第 62 回下松市花と緑のまちづくり推進大会を中止
令和 2 年 11 月 21 日	犯罪被害者週間 in 下松を延期
令和 2 年 11 月 29 日	令和 2 年度下松市福祉健康まつりを中止
令和 2 年 12 月	星のふるまち童謡フェスタを中止
令和 2 年 12 月 29 日	消防団年末特別警戒を中止 ※ 期間：令和 2 年 12 月 29 日～12 月 30 日
令和 3 年 1 月	令和 3 年成人式を延期
令和 3 年 1 月 9 日	令和 3 年下松市消防出初式を中止
令和 3 年 2 月 14 日	くだまつ笠戸島アイランドトレイル 2021 を中止
令和 3 年 2 月 21 日	下松レクフェスタ 2021 を中止
令和 3 年 4 月 18 日	第 43 回下松市消防競技大会を中止
令和 3 年 5 月 9 日	第 75 回下松駅伝競走大会を中止
令和 3 年 5 月 10 日	山口県(下松市を含む 8 市)での東京 2020 オリンピック聖火リレーを中止
令和 3 年 5 月 19 日	図書館利用者に滞在時間短縮を要請 ※ 期間：令和 3 年 5 月 19 日～6 月 20 日

年月日	内 容
令和3年5月21日	公民館の主催行事、講座開催を中止するとともに、利用者に利用自粛を要請 ※ 期間：令和3年5月21日～6月20日
令和3年5月29日	第36回くだまつ花と緑の祭典（5/29・30）を中止
令和3年7月	くだまつ親子の日フェスタを中止
令和3年8月15日	延期した令和3年成人式を中止
令和3年8月16日	県外在住者の公民館利用自粛を要請 ※ 期間：令和3年8月16日～9月26日
令和3年8月26日	下松市文化会館の新規貸出を中止するとともに、予約済利用予定者に利用自粛を要請
令和3年8月28日	公民館の講座開催、新規貸出を中止するとともに、予約済利用予定者に利用自粛を要請 ※ 期間：令和3年8月28日～9月26日
令和3年8月28日	図書館休館 ※ 期間：令和3年8月28日～9月27日
令和3年8月28日	島の学び舎休館 ※ 期間：令和3年8月28日～9月12日
令和3年9月	救急フェア in 下松を中止
令和3年9月	下松吹奏楽のつどいを中止
令和3年9月12日	第4回ふらばーるバレーボール大会を中止
令和3年9月28日	第31回下松市健康長寿推進大会を中止
令和3年10月15日	第42回下松市シニアスポーツ大会を中止
令和3年10月17日	安全安心フェスタを中止
令和3年10月31日	令和3年度下松市福祉健康まつりを中止
令和3年11月13日	第63回下松市花と緑のまちづくり推進大会を規模縮小して開催
令和3年11月25日	延期した犯罪被害者週間 in 下松を開催
令和4年1月8日	令和4年下松市消防出初式を中止
令和4年1月9日	令和4年成人式を延期
令和4年1月9日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置対象地域在住者の公民館利用自粛を要請

年 月 日	内 容
令和 4 年 1 月 14 日	公民館の主催行事、講座開催、貸館、利用を中止 ※ 期間：令和 4 年 1 月 14 日～2 月 20 日 ※ 2 月 1 日からは開館時間の短縮等を実施
令和 4 年 1 月 14 日	図書館休館（あおぞら号巡回中止） ※ 期間：令和 4 年 1 月 14 日～2 月 21 日
令和 4 年 1 月 15 日	下松市文化会館貸館を中止 ※ 期間：令和 4 年 1 月 15 日～1 月 31 日
令和 4 年 1 月 15 日	島の学び舎休館 ※ 期間：令和 4 年 1 月 15 日～2 月 20 日
令和 4 年 2 月 1 日	下松市文化会館貸館を中止、主催行事を延期又は中止 ※ 期間：令和 4 年 2 月 1 日～2 月 10 日
令和 4 年 2 月 11 日	下松市文化会館貸館の開館時間を短縮 ※ 期間：令和 4 年 2 月 11 日～2 月 15 日
令和 4 年 2 月 20 日	下松レクフェスタ 2022 を中止
令和 4 年 4 月	第 44 回下松市消防競技大会を中止
令和 4 年 4 月 17 日	延期した第 76 回下松駅伝競走大会を開催
令和 4 年 5 月 4 日	延期した令和 4 年成人式を開催
令和 4 年 5 月 22 日	延期したくだまつ笠戸島アイランドトレイル 2022 を開催
令和 4 年 5 月 28 日	第 37 回くだまつ花と緑の祭典（5/28・29）を中止
令和 4 年 6 月	子ども会親子ニュースポーツ体験会を中止
令和 4 年 7 月	くだまつ親子の日フェスタを規模縮小して開催
令和 4 年 9 月 10 日	安全安心フェスタを中止
令和 4 年 9 月	救急フェア in 下松を中止
令和 4 年 9 月 30 日	第 32 回下松市健康長寿推進大会を中止
令和 4 年 10 月 14 日	第 43 回下松市シニアスポーツ大会を中止
令和 4 年 10 月 30 日	令和 4 年度下松市福祉健康まつりを中止
令和 4 年 11 月 12 日	第 64 回下松市花と緑のまちづくり推進大会を規模縮小して開催
令和 5 年 1 月	第 77 回下松駅伝競走大会を中止
令和 5 年 4 月	第 45 回下松市消防競技大会を中止

#### 4 新型コロナウイルス感染症対策に要した主な経費

##### (1) 経費一覧

新型コロナウイルス感染症に関する経費（一般会計）等は、以下のとおりである。

(詳細は決算報告書等参照)

(単位：千円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
総務費	5,832,812	21,849	31,393	5,013	5,891,067
民生費	192,905	1,307,901	622,700	567,571	2,691,077
衛生費	17,153	309,549	283,975	111,443	722,120
労働費	2,200	0	0	0	2,200
農林水産業費	2,278	0	0	0	2,278
商工費	501,274	472,955	263,127	291,761	1,529,117
土木費	2,731	905	3,168	0	6,804
教育費	225,928	9,572	13,467	6,572	255,539
合計	6,777,281	2,122,731	1,217,830	982,360	11,100,202
国県支出金	6,590,540	1,839,515	1,205,168	977,306	10,612,529
その他	63,774	1,286	2,603	5,037	72,700
一般財源	122,967	281,929	10,059	17	414,972

(注) 端数処理の関係で誤差を生じている場合がある。

## (2) 寄附金

「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」として以下のとおり寄附金を受領した。

年 度	金 額	件 数
令和2年度	3,274,400 円	計 12件（企業等4件、個人8件）
令和3年度	105,200 円	計 2件（企業等1件、個人1件）
令和4年度	2,603,391 円	計 4件（企業等4件）

## 5 終わりに

新型コロナウイルス感染症への対応は、災害の長期化ともいえる状況であり、本市では、国や山口県と連携するとともに、必要な情報発信をはじめ、市民の生命と暮らしを守るために「オール下松」で感染拡大防止に努めてきた。

令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行してから1年が経過し、令和6年4月からは平時の医療体制に戻るなど、この機会をひとつの区切りと捉え、本資料では、これまでの軌跡を振り返り、一連の対応等を取りまとめた。

本市の状況に応じた対策を実施し、知恵を絞り、積み重ねてきたこの経験を残すことにより、今後、いつ現れるとも知れない未知のウイルスへの対応の礎としたい。

